

登録店募集！

禁煙レストランとしま

～笑顔でお食事を楽しんでいただくために～

豊島区では、店内全面禁煙の飲食店を「豊島区受動喫煙防止対策推進店」として登録し、店頭ステッカーを掲示していただくことにより、受動喫煙防止対策に取り組みます。

お客様が
お店を選びやすく
なります

店内全面禁煙の
飲食店を対象と
しています

※バルコニー等屋外に喫煙場所
(喫煙席は不可)がある場合も
対象とします



登録店ステッカー例

登録店情報を
区がHP・広報
などで公開します

※公開を希望する場合のみ

【登録対象エリア】

豊島区内全域

豊島区 池袋保健所 地域保健課

〒170-0013 豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所4階

TEL:03(3987)4243

FAX:03(3987)4110

メールアドレス: A0016901@city.toshima.lg.jp

◎登録方法◎

登録申請書を窓口・郵送・FAXで提出してください。

(HPからもダウンロードできます)

豊島区公式ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

詳しくはこちらまで →

禁煙としま

検索 ↙

禁煙レストランとしまの登録店は

店内全面 禁煙です

Q「禁煙レストランとしま」とは？

豊島区受動喫煙防止対策推進店登録制度のことです。区民の皆様に限らず豊島区を訪れる皆様を受動喫煙による健康被害から守るため、店内全面禁煙^{*1}の飲食店を登録し、豊島区公式ホームページなどの区の媒体で公表します^{*2}。

※1 バルコニー等の屋外に喫煙場所(喫煙席は不可)がある場合も登録店の対象とします。

※2 公表を希望しない店舗は除きます。



Q受動喫煙ってなあに？

喫煙者が吸っている煙に限らず、たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも多くの有害物質が含まれています。

本人は喫煙していなくても、周りの喫煙者のたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙と言います。

受動喫煙が原因で死亡する人は、我が国では年間1万5千人と報告されています。^{*3}



※3 国立がん研究センター推計による

Q分煙ではダメなの？

WHO(世界保健機関)によると、「喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では受動喫煙を防止できず、100%屋内完全禁煙以外に手段はない」としています^{*4}。

また分煙では、お店で働く従業員の方々の健康も守ることができません。飲食店では学生などの未成年者も多数働いていることから、国際基準である「店内全面禁煙」の店舗に限り登録店の対象としました。

※4 WHOたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC) 第8条「受動喫煙からの保護」に関するガイドラインより



豊島区 池袋保健所 地域保健課

TEL:03(3987)4243 FAX:03(3987)4110

メールアドレス: A0016901@city.toshima.lg.jp

豊島区公式ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>

詳しくはこちらまで →

たばこ対策としま

検索